

○ 西いぶり広域連合の財政事情などを説明する文書の公表に関する条例

〔平成12年3月28日〕
〔条例第26号〕

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の定めによる財政事情などを説明する文書の公表に関してはこの条例の定めるところによる。

(室蘭市条例の準用)

第2条 この条例の施行については、室蘭市の財政事情などを説明する文書の公表に関する条例（昭和23年室蘭市条例第15号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。